

# 事故を防ぐために

- 1 寄せられている事例のほとんどは、もらい物あるいは購入した本人以外が食品と勘違いしたことによる事故でした。購入した人はせっけんや入浴剤だとわかっているにもかかわらずそれを知らない人は間違える可能性があります。食品とは別にしておき、はっきりとわかるようにしておきましょう。
- 2 人にあげる際は、せっけんや入浴剤であり食品ではないということをはっきり告げましょう。特に高齢者のいる世帯や一人暮らしの高齢者にこのような商品を贈る場合はより一層の配慮が必要です。
- 3 小さな子どもや判断力に衰えの見られる人の事故も起きています。このような商品があることを知らない人、気づかない人もいます。表示だけでは限界があります。



●本内容は、独立行政法人国民生活センターホームページ内の「くらしの危険」コーナーにてダウンロードできます。

<http://www.kokusen.go.jp/kiken/index.html>

●本内容について、詳細は、独立行政法人国民生活センターホームページに掲載しています。

<http://www.kokusen.go.jp/>

「くらしの危険」は、全国の消費生活センター、協力病院等から収集した情報をもとに、被害や事故の未然防止・拡大防止のために作られています。  
 特定の商品・サービス等を推奨するものではありません。  
 商品やサービス、設備によって起きた事故の情報を最寄りの消費生活センターにお寄せください。  
 無断転載はお断りいたします。

独立行政法人  
**国民生活センター**

〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22 TEL.03(3443)1208 ● 2011年3月発行

デザイン=花村デザイン事務所/イラスト=ヒラヤマ ミワ

# くらしの危険 Number 300

## お菓子や飲みものに似た商品の誤食

クッキーやチョコレート、ワイン、ジュースなどにそっくりの形やパッケージの、食品ではない商品がたくさん出回っています。

特に石けんや入浴剤などは、楽しい上に実用的なこともあり、プチプレゼントとしても人気です。

これらを食品と間違えて食べてしまったり飲んでしまうという事故が起きています。先日は、お茶と間違えてペットボトル入りの入浴剤を飲んでしまった子どもが、一時意識不明となる事故もありました\*。



### お菓子や飲料に似た商品の事故

PIO-NETには、お菓子と間違えてせっけんを食べてしまったり、飲み物と間違えて入浴剤を飲んでしまったという相談が見られます。事故のほとんどは、もらい物であったり、購入した当事者でない人が勘

違いをしたものです。石けんや入浴剤は、健康な人が少量を食べたり飲んだりしてしまっても身体への影響はほとんどありませんが、高齢者などの場合は後の影響を考えるとできるだけ予防したいものです。

\*消費者庁ホームページ [http://www.caa.go.jp/information/pdf/110117information\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/information/pdf/110117information_1.pdf)

# こんな事故が起きています

## ケース 1

お祝い返しとしてもらった石けんの容器や形が和菓子そっくりで、高齢の父が口に入れてしまった。気持ち悪くなり、しばらく食事も喉を通らなかった。  
(不明 男性)



## ケース 2

結婚式に出席した際にもらった入浴剤を飲み物と間違えて飲んでしまった。変な味がしたが、きな粉と砂糖を入れて飲んだら下痢をした。あとで入浴剤とわかった。袋にはホットミルクの湯とあり、いかにも飲み物のようだった。  
(80歳代 男性)

## ケース 3

葬儀の際に会葬御礼でもらった入浴剤。袋に大きくお茶とあったので間違えて湯を入れて飲んでしまった。このような勘違いしやすい表示は困る。  
(不明 男性)



## ケース 4

コンビニで3歳の息子がいちごミルク味の飴がほしいというので買って帰宅。子どもが食べたところ「酸っぱくて変な味がする」というのでよく見ると飴を模した入浴剤だった。パッケージの絵柄や字体がそっくりで、入浴剤という表記も小さくわかりにくい。  
(3歳 男児)

## ケース 5

寝たきりで認知症気味の母が、アンパンそっくりのストラップを少し食べてしまった。素材もふかふかしており甘い香りがするので本物のようだ。注意書きは虫眼鏡で見ないとわからないような小さな字だし、取ってしまうとわからない。  
(90歳代 女性)



## ケース 6

認知症気味の夫がスーパーの展示でお菓子のようゴキブリ殺虫剤を買ったが、障害のある息子が間違えて食べてしまった。誰が見ても干菓子に見え、値札しか貼っていなかった。  
(40歳代 男性)

## 石けん等を誤食誤飲した場合の応急処置

(日本石鹸洗剤工業会ホームページより抜粋)

### 化粧石けんを誤って飲んだ場合

- 【症状】▶希釈液をなめたり一口飲んだ場合 ・刺激（苦味）を感じる  
▶原体または多量の希釈液を飲んだ場合  
・口腔や喉の痛み、下痢、腹痛・嘔吐

### 家庭での応急処置

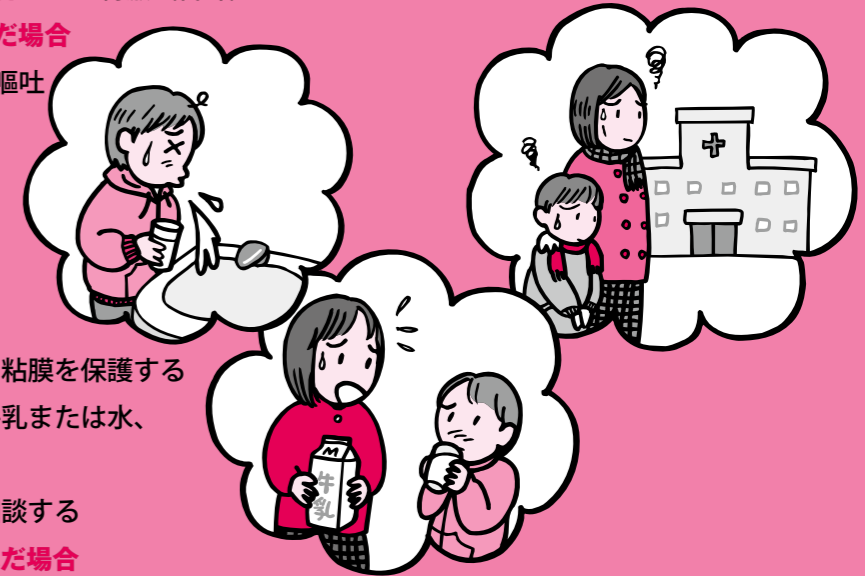
#### ●希釈液をなめたり一口飲んだ場合

- ・毒性上ほとんどは問題ないが、まず水で口をすすぐ
- ・誤飲したものを薄めたり、食道や胃粘膜を保護するために、念のためコップ1杯程度の牛乳または水、あるいは生卵を飲ませる
- ・様子がいつもと違う場合、医師に相談する

#### ●原体（原液）または多量の希釈液を飲んだ場合

- ・すぐにコップ1~2杯の牛乳または水、あるいは生卵を飲ませ、誤飲したものを薄めたり、食道や胃粘膜を保護する
- ・無理に吐かせてはいけない。吐物や泡が気管に入ると肺炎を起こす可能性がある。自然に嘔吐が生じた場合は、吐物を吸入しないように注意する
- ・嘔吐や下痢が激しかったり、様子がおかしい場合には医師に相談する

日本石鹸洗剤工業会ホームページ <http://jsda.org>



## 海外での状況等

これらの商品は本物のお菓子とそっくりであるという意外性を楽しんだり、形や色や香りを楽しむことも目的としているため、本物に似ているほど商品としての完成度は高いといえます。現在の日本では、本来の商品の成分や素材の基準が満たされていれば、形や色、香りに規制はなく、食品に似せていても問題であるとはいえません。

一方で、EU（欧州連合）では、食品を模した製品（Food-imitating products）は厳しく規制されています。EEC 指令 87/357（directive 87/357/EEC）により、食品ではないにもかかわらず形、におい、色、包装等によって食品のように見える商品はすべて、子どもなどが食品と間違えて口に入れ、なめたり飲み込んだりすることにより窒息や中毒等の危険があるという理由から、製造・販売・輸出入が禁止されています。

